

日本と諸外国の雇用支援の対象となる 障害者の範囲等の整理・比較

- 下條今日子（障害者職業総合センター 上席研究員）
佐藤雅文・武澤友広・堀宏隆・藤本優（障害者職業総合センター）
春名由一郎（元 障害者職業総合センター）

1 背景と目的

日本の障害者雇用施策は、20世紀から21世紀にかけて継続的に発展してきた。

- ・支援対象となる障害の範囲

→身体から知的、精神等に広がる。

- ・人権保障上の位置づけ

→障害者権利条約の批准を受けて、合理的配慮提供、差別禁止の対象に

このような背景を踏まえ、障害者職業総合センターでは、諸外国の障害者雇用施策の状況を比較・分析し、日本の強みを明確にするとともに、諸外国に共通する制度等の情報を把握することを目的として、令和6～7年度に「諸外国における障害者雇用施策の現状と課題に関する研究」を実施。

今回は、この研究成果の中から、
・雇用支援の対象となる障害者の範囲
・職業リハビリテーションの地域体制
について、日本と諸外国との整理・比較を行ったので、紹介する。

2 方法

【対象国】

日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス

【方法】

(1) 文献による情報収集

(ソース：各国の公的機関のWebサイト、当センターにおける過去の調査研究報告書及び資料など)

(2) 研究委員会の設置

- ・諸外国の障害者関連施策の有識者で構成
- ・情報収集活動および、委員会における助言

3 結果

(1)雇用支援の対象となる障害者の範囲

① 日本

根拠条文	障害者雇用促進法第2条
障害者の定義 (条文の内容)	身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)、その他心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者
雇用支援の対象となる者の把握	<ul style="list-style-type: none">原則、障害者手帳にて確認主治医の意見書にて確認 (手帳を所持していない発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者)

② アメリカ

根拠条文	障害を持つアメリカ人法第3条
障害者の定義 (条文の内容)	<p>① 主要な生活活動の一つまたは複数を実質的に制約する身体的又は精神的機能障害を有する者</p> <p>② そのような機能障害の記録を有する者</p> <p>③ そのような機能障害を有すると見なされる者</p>
雇用支援の対象となる者の把握	<ul style="list-style-type: none">合理的配慮を必要とする場合は障害者本人が勤務先に自己申告

③ イギリス

根拠条文	2010年平等法第6条1項
障害者の定義 (条文の内容)	身体的又は精神的な障害、または長期的な健康不調状態のために、通常の日常生活を営む能力に実質的かつ長期的(12ヶ月以上)に悪影響を及ぼしている者
雇用支援の対象となる者の把握	<ul style="list-style-type: none">合理的配慮を必要とする場合は障害者本人が勤務先に自己申告

④ ドイツ

根拠条文	社会法典第9篇第2条
障害者の定義 (条文の内容)	<ul style="list-style-type: none"> 身体的、知的、精神的あるいは感覚的な機能障害があり、態度や環境による障壁との間の相互作用により、他の者と同等の社会参加が6ヶ月を超えて妨げられる高度の蓋然性がある者
雇用支援の対象となる者の把握	<ul style="list-style-type: none"> 支援が必要な場合に本人が申請。 障害度50以上と援護局により認定(※)された者 <p style="text-align: center;">※労働能力も含めた社会生活への影響(外出困難など)も考慮されている</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害度30-40の者のうち、雇用エージェンシーが障害度50以上と同等と判断した者(同等認定)。

⑤ フランス

根拠条文	労働法典L.5213-1条(障害労働者)
障害者の定義 (条文の内容)	身体、感覚器官、知能、精神の機能の一つ又は複数の変化により、雇用を得る又は維持する可能性が実質的に縮小されている全ての人
雇用支援の対象となる者の把握	<ul style="list-style-type: none">支援が必要な場合に本人が申請。県障害者センターにて医学的な障害の確認と、就職や就業継続の困難性のアセスメントを実施。その結果を踏まえ、障害者権利自立委員会により障害労働者認定(RQTH)が行われる。

3 結果

(2)諸外国の職業リハビリテーションの地域体制

国	職業リハビリテーションの地域体制
アメリカ	<ul style="list-style-type: none">・ アメリカンジョブセンターが公共職業紹介および多様な制度・サービスの連携等の中核・ 州職業リハビリテーション局も専門性を活かした障害者と事業主双方への支援を展開
イギリス	<ul style="list-style-type: none">・ ジョブセンター・プラス：公共職業紹介と給付金受給者の支援・ 障害者雇用アドバイザー、ワーク・コーチなどのアドバイザー：障害者就業支援プログラムのガイダンスと紹介（リファー）

国	職業リハビリテーションの地域体制
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> 雇用エージェンシー：主に公共職業紹介と職業リハサービスを担う機関 統合専門サービス：障害者就労担当の行政機関であるBIH※の傘下組織。障害者と事業主双方に対して、就職及び定着に向けた支援を担う機関（主に行政機関からの委託による）
フランス	<ul style="list-style-type: none"> フランス・トラヴァイユ：一般職業紹介を担う機関。 キャップ・アンプロワ：障害者の雇用に向けた準備、支援、継続的なフォローアップを専門的に担う職業斡旋機関。事業主支援等も実施。

※Bundesarbeitsgemeinschaft der Integrationsämter und Hauptfuersorgstellen / 統合局（障害度50以上の者の支援や各種の助成を行う機関）と中央福祉庁による連邦労働共同体。

(4) 考察

【ドイツ・フランス】(障害認定制度を有する国)

- ・医学的な基準による判定を基本としつつも、それに加え、就職及び就業困難度などの個人の状況に応じた障害認定が行われている。

【アメリカ・イギリス】(障害者雇用率制度のない国)

- ・支援ニーズがある障害者による自己申告が起点となり雇用支援が運用されている。

➤アメリカ：合理的配慮提供を推進するような制度設計

➤イギリス：合理的配慮があれば他の人と遜色なく働ける人が、働けなくならないようにするという考え方に基づき、助成金制度が活用されている。

諸外国では、個人の機能障害(健康状態、心身機能・身体構造)と支援ニーズ(活動と参加[例:仕事内容]、環境因子[例:合理的配慮の状況]、個人因子[例:年齢、性格])を、総合的に評価・把握し、職業場面における障害を捉える枠組みが採用されている。

この考え方は、「社会モデル」に基づくものである。

